

享保元年

徳山藩改易事件発生要因についての一考察

会員 小林省三

はじめに

創立第十五周年記念事業として、平成五年（一九九三）に徳山地方郷土史研究会が万葉山事件跡地に石碑を建立してから既にして十六年が経過した。

本論は、江戸時代に発生した改易（除封）事件を観見し、その中における今日より二九〇年余り前に起きた徳

山藩改易事件の江戸時代の改易（除封）事件におけるその位置・意義についても瞥見した上で徳山藩改易事件の発生要因について諸先学の研究史（註①）を参考にして、多角的な観点に基づき考察し、その結果得られた愚見を

江戸幕府による改易（除封）は、関ヶ原の戦後処理が終了してから三代将軍家光の死までの間に外様大名八二家、徳川系大名四九家、合わせて一三一家に及ぶとする文献もある。（註②）

以後、江戸幕府による改易（除封）は、五代将軍綱吉時代には外様大名から徳川家の本来の家臣（譜代大名および旗本など）を主な対象として行なわれるようになり、また四代將軍家綱時代から幕末までには改易（除封）された大名家は、調査によれば六〇家だけとなり、この時

ることを目的とするものである。

一、江戸時代の改易事件について

代を境に改易（除封）事件は減少した。

この時期に発生した徳山藩の改易事件は、江戸幕府とは直接関係の無い「宗家との争論」という特殊な改易（除封）理由で

あつた。五代将軍綱吉時代以降は諸藩においても改易（除封）が行なわ

れることは少なく

なかつた。徳山藩内の改易（除封）

事件としては、三

江戸時代改易大名数一覧表

將軍	期 間	内 容		
家康時代	慶長5年（1600）9月～慶長10年（1605）4月	除封 104家	減封 6家	分封 1家
秀忠時代	慶長10年（1605）4月～元和9年（1623）7月	除封 50家	減封 10家	還付 5家
家光時代	元和9年（1623）7月～慶安4年（1651）4月	除封 48家	減封 14家	分封 6家 還付 1家
家綱時代	慶安4年（1651）4月～延宝8年（1680）5月	除封 17家	減封 12家	分封 1家 還付 1家
綱吉時代	延宝8年（1680）5月～宝永6年（1709）1月	除封 27家	減封 18家	分封 1家 還付 8家
家宣から 家茂時代	宝永6年（1709）1月～慶応2年（1866）8月	除封 16家	減封 27家	還付 5家

代藩主毛利元次による神村將監家・桂民部家・奈古屋里人家に対する事例などがある。（註③）また、調査によれば慶長五年（一六〇〇）から慶応二年（一八六六）までの間には大名二六二家が江戸幕府により改易（除封）されている。（江戸時代改易大名数一覧表参照）なお、毛利元就の家系で改易事件に遭遇した事例は、四件記録されている。最初の事例として、徳川家康時代慶長五年（一六〇〇）に改易（所領没収）された毛利秀元事件である。後に秀元は宗家の毛利秀就から新右三万六百石を分封され長門国長府藩に入つた。慶長五年（一六〇〇）十月一日、毛利輝元は家康に改易（減封）され安芸国広島藩（百二十万五千石）から長門国萩藩（三十六万九千四百石）に転封された。七代将軍家継時代、享保元年（一七一六）四月十三日に徳山藩毛利元次が改易（除封）された。同四年には、元次の次男元義が三万石を還付され徳山藩は再興された。八代将軍吉宗時代、享保三年（一七八）三月十日に長府藩毛利元矩は逝去した。これにより長府藩は「同年四月十二日御奉書到来、十三日御登城

被成候様にとの御事にて吉元公御登城被遊候処に、右京様御死去ニ付、御養子の御沙汰不被及、長府領御本家へ御還付被仰付候間」（註④）と江戸幕府により改易（無嗣断絶）された。（註⑤）

改易（除封）の要因となる主な理由は、軍事的政治的理由・武家諸法度違反・世嗣断絶・領内統治の不行届（御家騒動、百姓一揆など）・乱行、乱心などであった。

改易（除封）後、再封・還付・立藩・減転封などで御家再興が叶つたのは、二六二家の内一一六家であつた。

（江戸時代改易大名数一覧表参照）（註⑥）

那須家は徳川幕府により三度改易（除封）処分を受け、その度ごとに御家再興を果たした。貞享四年（一六八七）に改易（除封）処分を受けた那須資徳は元禄十三年（一七〇〇）に御家再興を果たしている。

資徳は「両所御法事」の恩赦として赦免され御家再興が叶つた。この時の家光五十回忌と家綱二十一回忌の御法事による恩赦では九家が赦免され、御家再興が叶つたといふ。という。

なお、資徳の御家再興成就には「両所御法事」の恩赦の外に実父津軽信政の奔走・尽力や、柳沢吉保の協力があつた。（註⑦）

二、萩藩の本藩・支藩関係と徳山藩改易事件

萩藩の本・支藩関係の基本は、寛永十一年（一六三四）の三代将軍徳川家光による萩本藩への領知朱印状の発給により確定した。（註⑧）

領知朱印状発給時には、長府・徳山両支藩も將軍との結びつきを直接緊密にして、萩本藩から相対的に独立しようとして萩本藩とは別に各支藩宛の領知朱印状を受けようとして運動した。

これに対しても萩本藩は、將軍と長府・徳山支藩との直接的な関係を遮断するための運動を興した。その結果領知朱印状は萩本藩のみに発給され、萩本藩が防長二カ国を一円に領有し、その内配として支藩が存在するという基本的関係が確定した。（註⑨）

このような萩藩の本・支藩関係の確定する過程で萩本

藩から幕府への申し入れに対する幕府の指南等により萩本・支藩関係の基本は、本・支藩それぞれの直接的関係というよりは、將軍を介した三者の関係で決まるに至った。このように幕府（將軍）に頼るのは、萩本藩の

支藩に対する宗主権が未熟であり、幕府（將軍）の強力な権力と結んで一挙に決着をつけるのが一番手っ取り早い、という思惑が働いたからであろう。

しかし、幕府（將軍）に頼るのは、諸刃の剣でありむしろ逆に藩の存立を危なくしかねない危険性があった。

幕府（將軍）を介した萩本・支藩関係を示す最初の事例は、寛永十三年（一六三六）に萩本藩が江戸城半蔵門町筋の御門出口等の普請を行なつた時に発生した。その折萩藩主毛利秀就は、すでに寛永十一年（一六三四）暮

この普請が完成した後に秀就是後年また普請を勤める際、万一再び両名が「半役」分担を拒否するようなことがあれば、幕府老中から御下知を加えて頂きたいと申し入れをした。

この事実から萩本藩が、支藩を従わせるには、幕府老中延いては將軍の権威が必要で萩本・支藩関係は將軍によつて媒介されていることを知ることが出来る。

また、ここで萩本藩の宗主権の主張が出ていることも知ることできる。

正徳五年（一七一五）六月六日に発生した万役山事件を契機として本藩主毛利吉元は「本家江対シ礼を相忘、非理ニ募り、常々之勤も粗略ニ仕」と將軍へ訴訟した。（註⑬）

即ち本藩の宗主権を強く主張し、徳山藩主毛利元次についていたが就隆は、「先年以来不相勤候、其上、手前不罷成仕合御座候」ことを理由にこれを拒否した。（註⑩）そこで秀就是就隆に「不通」を宣言した。（註⑪）また、長府藩主毛利秀元も「半役」馳走を拒否した。（註⑫）

この構図は將軍家光時代の萩本・支藩関係の確定段階で

決定した幕府（將軍）を介するという関係の実現である。こういった構造が幕府（將軍）の権力・權威を高める方向で作用したのであろう。ここに、徳山藩改易事件の遠因の一つを認めることが出来る。

三、徳山藩と長府藩の不和

徳山藩創設時より徳山毛利氏と長府毛利氏の間には、微妙な関係が存在していた。

毛利輝元は、徳山初代藩主毛利就隆のために長府初代藩主毛利秀元の女松菊子との婚儀をまとめた。

就隆は一女をもうけながら、突然松菊子を離縁し、（註⑭）中川氏の女禪梅院を入れた。これ以後徳山藩と長府藩との関係がおかしくなった。

徳山藩では元禄三年（一六九〇）五月二十四日に徳山二代藩主毛利元賢が江戸三田藩邸で二一才で死去した。

徳山藩主元賢の後継者を決める際、又も徳山毛利氏と長府毛利氏の間には深刻な事態が生じた。時の長府藩主毛利綱元が自分の次男幸之助を徳山藩主元賢の後継者に

推したため、初代藩主就隆の実子である毛利元次を後継者とと考えていた徳山藩の家老らと鋭く対立し、後継者問題が紛糾した。

この事件は、幕閣の介入を憂慮した萩本藩主毛利吉就の裁定によって毛利元次が徳山毛利氏の家督を継ぎ、徳山藩の第三代藩主になった。（註⑮）

その後、宝永四年（一七〇七）十月に萩藩主毛利吉広が卒し、後継者を定める際に徳山藩主元次は、毛利輝元の血を受け継いでおり、四一歳に達していたので、有力な後継者に擬せられていたが、長府藩主毛利綱元の世子吉元が萩本藩の家督を継ぎ、萩藩第五代藩主となつた。

二度にわたる後継問題が、徳山毛利氏と長府毛利氏との間に深いわだかまりを生じさせた。また徳山藩主元次や徳山藩家老・家臣団は吉元の萩藩主着任に不安を感じ、萩本藩主毛利吉元に対する対抗心を生じさせた。

この事が、万役山事件を穩便に処することが可能なものであつたのに、万役山事件を深刻な事態に陥れさせる遠因の一つとなつた。

四、藩境界問題と万役山事件・富海村下草山事件

万役山事件発生当時、徳山藩領には飛地として須万村・富海村・奈古村・大井村があつた。このように萩藩領と徳山藩領が政策的、複雑に境界していることは大変不便であつた。境界は二つの勢力の接觸線或いは成長尖端であるからしばしばその位置を変化さるものであり、万役山事件や富海・牟礼両村の下草山事件を発生させる要因となつた。

万役山事件は、正徳五年（一七一五）六月六日萩藩領と徳山藩領の境界で発生したが、この事件の処理をめぐつて謝罪を要求する萩本藩と領内の松を盜採した萩藩の農民を徳山藩が処断するのは当然のことと主張する徳山藩が対立し、事態は深刻化した。萩本藩主吉元は、清末藩主毛利元平に斡旋を依頼して事態の收拾をはかつたが、不調に終わつた。そこで萩本藩主吉元は、徳山藩主元次が本家に対する礼を忘れて非理を募り、本家に対す家の勤めを粗略にし、また不行跡で藩政を正しく行なわず、家臣や領民に不安を与えたとして、前述したように正徳

六年（一七一六）四月十一日元次の隠居、元次の嫡子百

次郎の家督相続を幕府に願い出た。（註⑯）

この萩本藩の宗主権の主張による幕府に対する訴状提出こそは、幕府が徳山藩を改易した直接の要因となつたと云えよう。

何故徳山藩主元次が、先手をうつて事態の收拾を図らなかつたのか、その事実の要因の一つに万役山事件と同時期に発生していた富海・牟礼両村の下草山紛争を見落とすことは出来ない。この事件は、万役山事件の処理過程において徳山藩の萩本藩に対する態度の決定に重要な影響を与えたからである。

富海・牟礼両村の下草紛争は以前から続いていたが、正徳四年（一七一四）三月に萩本藩の当職浦元敏・日野元幸の使者奈古屋与左衛門が徳山藩家老栗屋内匠と富海村の下草山紛争についての交渉を開始した。

萩本藩の使者奈古屋与左衛門は右田毛利領牟礼村の農民は「無躰之作廻」をしたと認めた上で、牟礼村には下草が少ないと認め、作物の植え付けも思うようにならずこ

のままでは「亡所ニ相成より外無之候」ような状態なので、牟礼村が富海村下草山での採草を認めて欲しいと徳山藩の家老粟屋内匠に要請した。

徳山藩では、富海村の下草山紛争を処理するにあたつて、以前に萩本藩から久米・末武両村（萩本藩領）の農民が瀬戸・譲羽両村（徳山藩領）の下草山で採草できるよう要請があつた際、山立銀の上納を条件として認めた前例に照らして対処することにした。

徳山藩では、富海村の農民が自分うちの下草採草が減少するという不安の訴えを抑えて、本藩へ大幅に譲歩し、牟礼村の農民からは山立銀の徴収もせず富海・牟礼両村で確認した鑑札の所持者に入山させることにした。このようにして富海・牟礼両村の下草山紛争は、一応正徳四年四月には落着した。

富海・牟礼両村の下草山紛争は徳山藩が本藩に大幅に譲歩したにもかかわらず、万役山事件発生二カ月後には「当日牟礼人盜刈ニ參、富海より草刈十八九人參候ヘハ、我儘之作廻、剥口論仕懸ケ、其上牟礼人山陰ニ隠シ人仕候、爰元之十八九人へ百四五十人高山より仕掛、散々打相、其上石礫を打かけ申ニ付而、」（註⑯）その後更に十二月十九日には、「茶臼山之内末田御境際ニ御立させ被成候御仕法之御制札弐枚共ニ盜取、扱又水落御境杭をも、旧冬押詰盜取、或ハ御立山へ入込我儘之作廻」（註⑰）等の事件が発生した。これまで、この紛争は富海・牟礼村の農民の紛争であつたが、十二月十九日に発生した事件では、本藩領（右田毛利領）の農民が徳山藩の制札や境杭を「盜取」り、御立山に侵入し、木を伐採するなどして徳山藩の領主権を侵す行為となり事件の性格を変化させることになった。ここで、万役山事件で萩本藩が領主権を盾として徳山藩の山廻り足輕・里右衛門の処罰を要求したのと同じ論理が徳山藩にも発生した。

しかし、萩本藩は万役山事件を重視し、萩本藩の要求を強く迫つたものの、富海・牟礼領村の下草山紛争を軽視し、その問題を取り上げようともしなかつた。このため、徳山藩側は態度を硬化させ、万役山事件の交渉がまとまらなかつたと言えよう。徳山藩主元次は、富海村下

草山紛争で立腹し、両事件を未処理のままにして参勤のため徳山を出発し江戸に向かつた。

元次は、享保元年（一七一六）四月一日に江戸に着いたが、同月一三日には幕府より「飛驒守儀戸田上総介へ召し預けられ、百次郎こと本家へ預けおかるるものなり」と幕府の達書が下された。このようにして徳山藩が改易（除封）された。

おわりに

本論は、徳山地方郷土史研究会「平成九年度第一回例会」で情報交換として発表したものの内のその一部を選択し、またその後得た知見を加え加筆成稿したものである。

江戸時代の改易（除封）事件を瞥見することにより徳山藩改易事件の徳川幕府改易（除封）における位置・意義即ちその特異性について知見を得た。

また、徳山藩改易事件の遠因の一つとしては、徳川将軍の権威によつて媒介された萩本藩と支藩の関係。二つ

に、徳山藩と長府藩の不和（徳山藩主毛利元次と本藩主毛利吉元の対立）三つに、複雑な藩境界の存在等が指摘できる。

直接原因としては、万役山事件の発生とその解決に対する徳山藩主毛利元次の対応とそれに関連した本藩主毛利吉元の徳川將軍への訴訟が指摘できる。

註

- ① 田中誠二氏「萩藩の本・支藩関係をめぐって」（『山口県地方史研究』六一号、一九八九年）。小川國治氏「徳山藩改易と富海・牟礼両村の「下草山紛争」（山口県地方史研究』七六号、一九九六年）。『徳山市史・上』三四四頁。『徳山市史・史料上』六八頁。『下松市史・通史編』三四一頁。『萩市史・第二卷』一〇五五頁。『続防府市史』八四頁。小川宣氏「徳山藩改易のもう一つの底流」「周南風土記』一七六頁。『徳山藩改易物語』『続周南風土記』二〇頁。

② 小学館刊『日本歴史事典1』五七〇頁。

③ 御家断絶は、武家の場合「改易」という言葉を使う。

④ マツノ書店『古老物語 防長古今見聞集』一八頁。

⑤ 喬書房刊『徳川大名改易録』一〇四、一二三頁。

⑥ 『廢絶錄』・『徳川加除封録』・『新訂幕藩体制史』・『日本史総覧』

を参考にする。

- ⑦ 同成社刊『改易と御家再興』三頁、一四六、一四七頁。
- ⑧ 福間彦右衛門覚書 下三十八（山口県史史料編 近世2 四六

四頁)。

- (9) 福間彦右衛門覚書 中十三 (『山口県史史料編 近世2 四二四
頁)。

(10) 「毛利家文書」一三一五 毛利就隆書状。

- (11) 福間彦右衛門覚書 中十四 (『山口県史史料編 近世2 四二五
頁)。

(12) 「毛利家文書」一三一〇 毛利秀元書状。

- (13) 「徳山事記」(徳山市史史料上 六九頁)。

- (14) 福間彦右衛門覚書 中十五 (『山口県史史料編 近世2 四二六
頁)。

(15) 「毛利日向守様御逝去一件」「徳山毛利譜様・福間嘉織」。

- (16) 「御断申上候事」・正徳五年八月 (『富海草山之内刈場御所望一
卷)。

- (17) 「追而御申上候事」・正徳六年正月 (『富海草山之内刈場御所望一
卷)。